

静岡県ふじのくにづくり推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第32号

静岡県ふじのくにづくり推進基金条例の一部を改正する条例

静岡県ふじのくにづくり推進基金条例（平成23年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 静岡県総合計画に掲げる「<u>富国有徳の理想郷ふじのくに</u>」の実現に向けて、当該計画の基本計画に基づき重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、静岡県ふじのくにづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 静岡県総合計画に掲げる富国有徳の「<u>美しいふじのくに</u>」の実現に向けて、当該計画の基本計画に基づき重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、静岡県ふじのくにづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例中第1条の改正は平成30年4月1日から、附則第2項の改正は公布の日から施行する。